

社会福祉法人ひまわり福祉会
介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明書

ひまわり園短期入所生活介護 利用料金表

2024 年 4 月 1 日 改定

1. 介護サービス基本料金

介護保険給付によるサービスの利用料は、要介護度により決定します。また、事業所の体制等が加算要件に該当すれば、その分基本料金に上乗せとなります。

利用料の自己負担額は、「介護保険・負担割合証」に記載された負担割合に応じて決定します。

料金単価の設定は、介護保険法により定められています。制度改定により単価が変更する場合がありますのでご了承ください。

負担割合の判定基準		負担割合
第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が世帯に 1 人の場合（単身者含む）	第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が世帯に 2 人以上の場合	
●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 340 万円以上	●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 463 万円以上	3 割
●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円以上 ●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円以上 340 万円未満	●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円以上 ●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円以上 463 万円未満	2 割
●第 2 号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が 160 万円未満 ●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円未満	●第 2 号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が 160 万円未満 ●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円未満	1 割

基本料金（1 日につき）

要介護度	1 割負担の場合
要支援 1	451 円／日
要支援 2	561 円／日

加算

加算名	要件	1 割負担の場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービスを直接提供する職員総数のうち、勤続 7 年以上の者の割合が 30% 以上の場合。	6 円／日
送迎加算 ※該当者のみ算定	利用者が居住する家と事業所間の送迎を行った場合、片道あたり算定	184 円／片道
療養食加算 ※該当者のみ算定	医師から発行された食事箋に基づき、厚生労働省が定める療養食が提供された場合	8 円／回
若年性認知症利用者受入加算 ※該当者のみ算定	受け入れた若年性認知症利用者に対し個別に担当者を配置した場合	120 円／日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	賃金改善計画の策定及び介護職員処遇改善計画の行政提出、実績報告の行政提出等、要件を満たした場合。	8.3% ※ 2024 年 5 月末まで
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を満たした場合。	2.7% ※ 2024 年 5 月末まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を満たした場合。	1.6% ※ 2024 年 5 月末まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の賃金改善の実施、及び所定の届出を行う等、要件を満たした場合。	14.0% ※ 2024 年 6 月 1 日から

2、食事（食費）

食費は「介護保険・負担限度額認定証」に記載された食費の額により決定します。

食費（1 日あたり）

段階	食費	対象区分
第 1 段階	300 円	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第 2 段階	600 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方
第 3 段階①	1,000 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方

第3段階②	1,300 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円以上の方
第4段階	1,445 円	住民税課税の方
第5段階	1,445 円	現役並み所得の方

食事時間	朝食 7時30分～8時30分まで 昼食 12時00分～13時00分まで 夕食 18時00分～19時00分まで
食費の計算	食費は負担限度額認定証に記載された限度額を上限として、召し上がられた食数の合計を1日の食費として計算します。 朝食 345 円 昼食 630 円 夕食 470 円
備考	食事場所は食堂になります。自室での食事をご希望の場合はご相談ください。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にお知らせください。ご希望があれば献立表をお届けします。

3. 居室（居住費）

居住費は「介護保険・負担限度額認定証」に記載された居住費の額と居室の種類により決定します。

居室の種類		内容
従来型個室	個室	ベッド、コールを設置。

居住費：従来型個室（1日あたり）

段階	居住費	対象区分
第1段階	320 円	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	420 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方
第3段階①	820 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方
第3段階②	820 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円以上の方
第4段階	1,171 円	住民税課税の方
第5段階	1,171 円	現役並み所得の方

4. 介護保険給付外サービス

サービス種別	内容	自己負担額
理髪・美容	ご希望の際は、外部の理美容業者に依頼します。	業者により料金・サービス内容が異なります。別途料金表を参照ください。
レクレーション行事	事業所内では行事がありませんが、併設する特別養護老人ホームでの行事参加にお誘いする場合があります。参加については任意です。 ・ひまわり園祭り、餅つき、その他演芸等	施設内行事の場合、原則費用負担はありません。 外出活動の場合、施設入場料等で実費負担が発生する場合があります。
クラブ活動	併設している特別養護老人ホームでは、次のようなクラブ活動を行っております。希望により参加することが可能です。 ・生花クラブ（1回／月） ・習字クラブ（1回／月）	費用負担はありません。
特別な食事	主食はご飯、お粥、パン等の選択が可能です。 副食で苦手な物がある場合は、代替食をご用意します。 療養食が必要な方には管理栄養士が専用の献立を用意します。 低栄養状態にある方には、栄養補助食品等を用意します。 外部に出前を注文する場合、持ち込みの食事の場合は、自己責任となりますのでご了承ください。	食事の選択に関して費用負担は発生しません。 療養食対応は、別途加算が算定される場合があります。
送迎サービス ※遠方の場合	通常の送迎実施圏域（出雲市内）以外の地域に送迎をする場合は、送迎加算とは別に費用が発生します。	実施圏域外から1kmあたり50円の費用負担が発生します。
テレビの貸出	希望者にテレビの貸出を行っています。 ただし、台数制限がありますのでご了承ください。	費用負担はありません。
その他	※オムツ代 介護サービス基本料金に含まれていますので、別途費用は発生しません。 ただし、施設で取り扱っていないオムツを使用するご希望があれば、自己負担で持ち込みをお願いします。	
	※医療 嘱託医による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診	

	や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただくこと になります。
	※水道光熱費 別途費用は発生しません。

5，支払方法

利用料（介護サービス基本料金、食費、居住費）の支払いは、月末締め翌月 18 日口座引き落としを原則とさせていただきます。